令和4年 第1回 東京都教育委員会臨時会議事録

日 時:令和4年1月21日(金)午後6時

場 所:教育委員会室(オンライン・対面)

東京都教育委員会臨時会

〈議 題〉

1 議 案

第3号議案

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置 について

2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する都立学校の対応について
- (2) 令和 4 年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例 の措置について

教育長 藤田裕司

委 員 遠 藤 勝 裕 (オンライン)

委 員 山 口 香 (オンライン)

委員 秋山 千枝子 (オンライン)

委員 北村友人

委員 新井紀子(欠席)

事務局 (説明員)

教育長(再掲) 藤田裕司

次長 福崎宏志

教育監 増 田 正 弘

技監 矢 内 真理子

総務部長 安部典子

都立学校教育部長 谷 理恵子

指導部長 藤井大輔

教育政策担当部長 稲 葉 薫

(書 記) 総務部教育政策課長 軽 部 智 之

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 委員の皆様、急きょお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから、令和4年第1回臨時会を開会いたします。

本日は、新井委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、MXテレビほか4社からの取材の申込みがございました。また、MXテレビほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。 ——〈異議なし〉 ——それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 それでは、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、こちらの会場ではマスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いを申し上げます。

報 告

(1) 新型コロナウイルス感染症等に関する都立学校の対応について

【教育長】 それでは、早速ですけれども、報告事項(1)「新型コロナウイルス 感染症等に関する都立学校の対応について」の説明を、教育政策担当部長からお願い を申し上げます。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症等に

関する都立学校の対応について御説明を申し上げます。

過日の教育委員会で御説明させていただきましたが、東京では1月11日から月末までをオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を行う期間と位置付け、感染防止対策の徹底に取り組んでまいりました。しかしながら、ここへきまして、感染者が急激に増加し、1月19日の政府対策本部におきまして、新たに東京都を含む13都県にまん延防止等重点措置が適用されることが決定されました。

資料の1 東京都の方針でございますが、都においては、1月21日金曜日0時から2月13日24時まで、都内全域を対象にまん延防止等重点措置を実施することとし、都民の皆様には不要不急の外出の自粛や、混雑している場所や時間を避けて行動することなどを要請させていただいております。

実際の感染状況でございますが、参考資料の都立学校の感染状況のグラフを御覧いただけますでしょうか。緊急事態宣言が解除された昨年9月30日以降、感染状況は落ち着いてございましたが、1月に入りましてオミクロン株への置き換わりが進み、1月10日からの1週間で都内の感染者数は2万5,000人に迫る勢いとなってございます。感染拡大のスピードは第5波とは比較にならない状況でございまして、都立学校におきましても、1週間当たりで児童・生徒に403人の陽性者が出てございます。これは緊急事態宣言下におきまして、これまで最多であった昨年8月の1週当たり447人に迫るものとなってございます。また、区市町村から報告のありました、区市町村立幼稚園、小・中学校の感染状況につきましても、デルタ株が主流であった第5波の昨年9月と、オミクロン株への置き換わりが進んだ本年1月とを比較しますと、幼児、児童・生徒の感染者は非常に大きく増加していることが分かります。これに伴いまして、学級閉鎖などの臨時休業の件数についても増加が見られている状況でございます。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、2 学校運営の基本方針でございます。 現在、オミクロン株の感染がかつてないスピードで拡大し、誰もが感染するリスク があることが指摘をされております。これまで以上に強い危機感を持って、学校や家 庭での感染症対策に取り組むことが必要でございます。都立学校におきましては、基 本的な感染症対策の徹底と、オンラインによる密を避ける工夫などにより、学校運営 を継続することとしてございます。昨年11月から12月にかけまして、感染症の専門家 チームによる学校の感染症対策の点検評価を実施いたしましたが、その結果について報告書にまとめて、全校に展開し、実効性の高い取組を実施してまいります。また、学校においては、時差通学を徹底し、学校や地域の感染状況に応じてオンラインを活用した分散登校や短縮授業などを実施しています。感染状況を踏まえた新たな取組として、換気の一層の徹底、校外学習等におけるPCR検査の活用機会の拡大、家庭においても対策を徹底していただけますよう、保護者向けにリーフレットを配布するなどの取組も進めてございます。

- 3 児童・生徒に対する指導の徹底でございますが、(1)としまして、感染力の 強いオミクロン株に対しても、基本的感染症対策の徹底が重要となってございます。 次ページにまいりまして、(2)学習活動でございますが、感染症対策を講じても なお飛沫(ひまつ)感染の可能性が高い教育活動は中止をします。
- (3) 学校行事ですが、生徒が学年・学部を超えて一堂に集まって行う行事は延期 又は中止とし、都内における校外学習は参加人数や活動内容等を工夫して実施し、県 境をまたぐ移動は延期又は中止といたします。

修学旅行につきましては、昨年の日程をこれからの時期に延期して実施を予定していた学校がございましたが、まん延防止等重点措置を踏まえ延期又は中止としております。

部活動につきましては、感染事例が増えていることを踏まえ、屋内を活動場所とする場合には、特に換気を徹底した上で実施可といたしますが、接触等を伴う活動等は 生徒の安全が確保できない場合には実施を控えます。また、全国大会等を除き、都内 及び都外における大会、演奏会への参加や練習試合は実施しないことといたします。

- 4 教育活動におけるPCR検査の活用拡大でございます。生徒の感染リスクの低減や、校内への感染拡大の防止を図るため、PCR検査の活用場面を拡大いたします。 児童・生徒が安心して教育活動に取り組めるよう、大会参加や宿泊を伴う教育活動、 校外活動の前後にPCR検査等を実施することを推奨します。
- 5 家庭における感染症対策の徹底でございます。保護者の皆様にも御協力をいただき、学校だけでなく家庭内での感染対策を併せて実施していただくため、児童・生徒の感染リスクが高まる場面をまとめたリーフレットを作成し、配布してございます。

- 6 大学入学共通テストの実施状況でございます。1月15日・16日に実施されました、大学入学共通テストにおける都立高校生の受験状況は、表に示したとおりとなってございます。
- 7 都立高等学校の入学者選抜でございます。入学者選抜の実施に当たりましては、 徹底した感染症対策により、学力検査等を適切に実施できるよう、校内体制を整備します。体調不良の受検者や濃厚接触者となった受験生に対しては、別室での受検ができるように準備をいたします。当日の欠席者に対しましては、追検査を実施するなどして、受検機会を確保いたします。また、大学入学共通テストの際には、東大付近で受験生ら3名が切りつけられるという非常に痛ましい事件が発生いたしましたが、これを受けまして、受験生が安心して試験に臨めますよう、地元警察等と連携をしながら、試験会場内外の警備を強化してまいります。
- 8 入学総合相談窓口の設置でございます。感染力が強いオミクロン株の濃厚接触者の受検の取扱いについては、国の方針が短期間に変更されるなどしたことから、都教委としまして、受験生の不安を払拭(ふっしょく)するために、入学総合相談窓口を設置し、年度末まで電話による相談に対応することといたしております。これまでの相談実績については別紙を御覧ください。こちらの相談につきましては、令和4年の1月13日から年度末まで、土日を含む対応をしております。9時から20時まで受験生の相談に答えております。

続きまして、資料にお戻りいただきまして、9 学校のBCPでございます。

これから本格的な受験シーズンを迎えます。冒頭に御説明を申し上げましたが、学校の感染状況を見ても、年始から急速に感染状況が悪化している状況にあり、既にデルタ株による第5波に迫り、オミクロン株の感染は拡大の勢いを増している状況でございます。児童・生徒の感染対策とともに、教職員についても感染対策を徹底し、陽性者が出た場合においても学校運営に支障を来すことがないように、体制を整備して取り組んでまいります。

最後に、区市町村教育委員会に対する取組でございます。

現下のオミクロン株の急激な感染拡大の状況については、区市町村教育委員会においてもこれまで以上に危機感を持って、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続

していただきますとともに、感染防止対策の徹底については、保護者の皆様にも御協力いただきますよう周知を依頼いたしました。

なお、今説明しました内容につきましては、必要に応じて指導部長等から補足の説明をさせていただきます。

【指導部長】 それでは、私の方から3点補足説明をさせていただきます。

まず1点目は、都立高校の感染状況に応じたオンラインの活用状況について御説明 いたします。

冬季休業明けに実施した各学校の3学期の始業式では、密を避けるために、体育館に全校生徒を集めるのではなく、オンラインで校長あいさつなどを配信し、生徒が教室で視聴をする工夫をした学校が多数ございました。また、本日からまん延防止等重点措置が適用されておりますが、生徒の陽性が判明したことから、校内での感染拡大を防ぐために分散登校を行ったり、来週実施される推薦入試に基づく入学者選抜に備え、全校生徒を対象とした自宅学習を行ったりするため、約30校が既にオンラインを活用するなどして、都内の感染者数が増加する中、地域や学校の感染状況に応じた教育活動を継続しております。

それから 2 点目になります。大学入学共通テストの受験状況についてございます。 資料の方が 2 ページのところにあるかと思いますが、都立高校・都立中等教育学校後 期課程における、令和 4 年度大学入学共通テストの受験状況についてでございます。 都立高等学校等の受験者数は 2 万35名で、別室受験は22名でございました。都教育委 員会の方では、該当学校と毎日連絡を取るなどして、別室受験者が確実に受験できる ように、例えば交通の方法は大丈夫だろうかとか、そういったことを確実に押さえな がら対応をしてまいりました。別室受験者22名が無事受けております。また、欠席し た生徒は1,636名で、主な欠席の理由は大学入学共通テストまでに進路が決定したこ とによるもので、その他新型コロナウイルスによる欠席者数は60名で、希望する生徒 が追試験を受験する予定となっております。

それから3点目でございます。受験総合相談窓口の受付状況と相談内容についてで ございます。

別紙の資料、受験生の相談窓口の対応状況を御覧いただければと思います。1月13

日、都内受験生のコロナに関する不安を払拭するために、都独自に大学や高校受験用の相談窓口、受験総合相談窓口を設置し、1月20日までに大学受験に関する相談が56件、高校受験に関する相談が207件、合計263件の相談がございました。主な相談としましては、大学受験・高校受験とも受験生が感染・濃厚接触者となった場合に受験が可能か、また別室受験や追試験の対応について教えてほしいなどの相談が寄せられております。

補足は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問・御 意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

では、こちらから。北村委員、お願いいたします。

【北村委員】 これまでも新型コロナウイルス感染症対策ということで、学校ではかなり徹底してやられてきていると理解しております。それを継続しながら、ただ、今回少し若年層への感染が広がっているようですので、是非こうした形で、改めて基本を徹底しながらも、今の急激に変化する状況に対応するということは必要だと感じます。ただ、それと同時に、やはり安易にというか、安易にということではないんですが、むやみに学校を休みにするとかということではなく、原因をしっかりと特定をしながら、取れる対応というのは工夫を重ねて、できるだけ学校を止めないということも、是非今後も意識していただきたいなと。もちろん、状況が更に変化した場合には、勇気を持って学校を止めるというケースも当然ながらあり得るとは思いますが、と同時に、学校では子供たちも先生方もかなり一生懸命対応していると理解しておりますので、できる限り学校を続けるということを基本的な方針として確認したいなと思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 御説明ありがとうございました。オミクロン株の急激な拡大ということで、いろいろな行事を控えて、御苦労も多いことと思います。ただ、今の御説明の中で、いろいろ対応されておられる、あるいは共通テストへの対応といいますか、都立高校生の状況はよく分かりました。ありがとうございました。ただ、最近の状況

を見ておりますと、とどまるところを知らないというのか、中には、学者の一部には、2月から3月にかけて更にピークを迎えるんではないだろうかという、いろいろな憶測が飛んでいます。ただ、北村委員が言われますように、そうしたことにおびえてといいますか、過剰に対応して、学校をストップさせるというのはまずいと思いますが、ただ、BCPということが言われていますけれども、正にコンティニュイティプランということを考えた場合に、最悪の場合も想定して、何がどうなったらどういうことをしなきゃいけないかという、都立学校におけるBCPというものもまた当然考えておられると思いますけれども、いろいろと議論を進めていっていただければと思います。都立高校の入試がまだ3月ということですので、先の話ですけれども、例えば2月の末から3月にかけてピークを迎えるというようなことになった場合に、どういう状況になったらどういうことをするのかということを、BCPとして議論を進めておいていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

あと、何か事務局の方から補足等ありましたら。

指導部長、お願いします。

【指導部長】 BCPについては、全都立学校にその考え方に基づき通知をするとともに、管理職に説明したところでございます。基本的には、教員の配置計画、それから臨時の時間割の計画、そういったものを中心に、教務、生活指導、進路と、各分掌の中で何ができるかを、今考えさせているところでございます。特に、学校で最も重要なものとして、授業はその一つに入ると思いますが、例えば最悪の場合、授業についてはどうなるか、例えば民間のソフトを使いながら、家でオンライン学習をしながら、最低限の人数で最低限教員が質問に答える時間を用意するですとか、また、実技教科でしたら、例えば前もってオンデマンドで製作についてのビデオ等を作っておいて、見せて、それで家で製作をさせるとか、教科ごとに特性が違いますので、そういったことも考えながら、今、計画を作らせているところでございます。

また、例えば本当に先生が学校に来られなくなってしまって、一つの教科が全く教

えられなくなった場合、ほかの教科の先生がどのように支援ができるか、教科外担任 の制度なども説明しながら、最悪の状況を想定しながら、今、計画を作らせていると ころでございます。

【教育長】 特によろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。私どもとしても、今後も感染状況を見ながらしっかりと備えをして、対策を打っていきたいと思います。ありがとうございました。

報告事項(2)

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置 について

第3号議案

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置 について

【教育長】 それでは、第3号議案及び報告事項(2)「令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について」は、関連する内容のため一括で御説明をお願いします。それでは、都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第3号議案、令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について及び関連する報告事項について御説明いたします。

議案資料を御覧ください。

令和4年度東京都立中学校等の募集人員につきましては、昨年10月14日の定例会で 第89号議案として既に決定していただいているところでございますが、本議案は特例 による検査の募集人員を定めるものでございます。

まず、特例による検査の概要について先に御説明申し上げます。報告資料の(2)を御覧ください。

令和4年1月19日、国は本日から2月13日までを期間とするまん延防止等重点措置の東京都への適用を決定いたしました。現在、都内はかつてないスピードで、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症への感染が拡大しており、誰もが感染するリスクがある状況にございます。東京都立中等教育学校等の入学者決定一般枠募集でございますが、今後、陽性者や濃厚接触者が急増し、2月3日に予定している検査日に受検できない者が多数生じる可能性が懸念されます。こうしたことから、令和4年度の都立中学校の入学者決定において、特例措置として、特例による検査を実施するものでございます。

1の日程は記載のとおりでございますが、特例による検査日は、2段目、2月25日金曜日でございます。

2の応募資格等でございますが、2月3日の検査日に新型コロナウイルス感染症に 感染していたことなどの理由により、出願した都立中学校を受検することができなか った受検生のうち、特例による検査の措置を申請し、承認された者になります。

3の募集人員でございますが、措置申請者数と2月3日の受検者の倍率を勘案する ものとし、後ほど第3号議案で御審議願います。

4の検査の内容でございますが、個人面接といたします。

5の選考方法でございますが、小学校から提出された報告書を点数化した報告書点について、一般枠募集合格者の報告書点の最低点と比較して、それ以上である者のうち、報告書点と面接点とを合計した総合成績の順位により合格者を決定してまいります。

6のとおり、合格者の発表は各都立中学校のホームページに掲載することで行います。

続きまして、第3号議案について御説明いたします。

議案資料を御覧ください。

令和4年度東京都立中学校等の特例による検査の募集人員を定めるものでございます。具体的な特例による検査の募集人員の算定方法を御説明いたします。

一般枠で受検する児童と、本件特例による検査を受検する児童の間での公平性を勘 案して定めてまいります。 表の右欄を御覧ください。募集数は、特例による検査の措置審査を行うものがあった学校について設定いたします。募集数の算定方法ですが、措置申請のあった学校において、当該学校の特例による検査措置の申請者数を、当該学校の一般枠募集における実質倍率で除した数値を算出いたします。この数値が1に満たないときは、特例による検査の募集人員を1名とし、1以上のときはその数値から小数点以下を四捨五入した人数を特例による検査の募集人員とすることにより、一般募集枠の実質倍率を踏まえた倍率となるようにいたします。

なお、先ほど申し上げた、昨年10月14日の第89号議案で、令和4年度東京都立中学校等の募集人員につきましては既に御決定いただいているところでございますが、本議案の特例による検査の募集人員は、10月に御決定いただいた募集数に加えて設けるものといたします。

以上により、都立中学校に特例の措置として、特例による検査を設け、受検機会を 確保することにより、受検する児童の不安を払拭してまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

それではこちらの方から。北村委員。

【北村委員】 遠藤委員が今、手を挙げられました。

【教育長】 失礼しました。遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 御説明いただいた議案につきましては賛成いたします。ただ、議論の中で、中等教育学校及び中学校の場合には、ほかに選択肢がある、義務教育段階なわけですから、もしそこのコロナ対応でもって、あるいは不幸にコロナに感染して入試ができなかったとしても、公立の中学校に受け入れられるということで、就学の機会が失われるわけではないと。そういう観点から考えると、果たして特別な対応についてはいかがなものかというような議論もあろうかと思います。しかしながら、今の状況を考えますと、正に先ほど来御説明にありますように、このオミクロン株の急激な増加というのは、正に災害対応。私は先ほどBCPという言葉を使いましたけれども、BCPというのは大災害におけるビジネスコンティニュイティということであり

ますが、正に今がその災害対応を迫られているという状況だと思います。そういう特殊な状況にある中での、今、御説明のあった議案での、中学入試の特別対応、これはやむを得ないのかなと。ただ、これが一般例とならないというようなことも頭の中に置いておかなければいけないと思います。こうした特別対応が一般化するといいますか、何かあったらすぐ特別対応と、そういう安易な対応というものは、やはり将来禍根を残すということもあると思いますので、その点は心しておいていただきたいと思います。議案として頂いたことについては、全面的に賛同いたします。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 北村委員。

【北村委員】 僕も基本的に賛成ということで、ただ、2点あったんですが、1点目は、正に今、遠藤委員がおっしゃったことで、今年度に限りのこれはあくまで特例ということで、これは正に災害のような状況における、非常に特別な措置であるということをやはり確認しておくべきだと思います。先ほど遠藤委員も安易な形で、これが前例として参照されて、何かあればすぐこういった措置というようなことにするのは、やはり入学者選抜という極めて公平性が求められるものに対しては、やはりそういったことになるのはあまりよいことではないと思いますので、是非そこのところは確認したいというのが僕自身も1点目としてありました。

2点目は、ちょっと細かいことになるんですが、やはりこれは入学者選抜に関することですので、受検者並びに御家庭が感じるであろう疑問のようなものとして、例えば新型コロナウイルス感染症の感染者等であったためというときに、この等がどこまで含むのかということで、最終的には都立中学校長なり中等教育学校長が判断することになりますので、そこでしっかりと担保はされると思うんですが、例えばコロナではないけれども、通常のインフルエンザにかかった、それもここの等に含まれるのかとか、この等が意味するところというのを確認させていただければと思います。

【都立学校教育部長】 まず1点目に関してですけれども、報告資料の方に書かせていただいておりますとおり、こちらの特例の検査につきましては、特例措置として特例による検査を実施するという考えで、今回実施をさせていただきたいと考えてお

ります。

それから2点目の部分ですけれども、今回のこの特例の措置については、新型コロナウイルス感染症がオミクロン株によって非常に拡大している状況の中で、特例的に設けられた特例措置だということがベースになります。その上で、ここで言っている等の部分ですが、まず感染している方は入ります。それから、有症状の濃厚接触者ですとか、あるいは発熱をされていて、当日入学者決定に出席できないという方も対象になってくると考えております。その辺の具体の内容につきましては、学校の措置申請を踏まえて定めていくことになると考えております。

以上です。

【北村委員】 これは基本的には全員受けられることが一番望ましいことですので、 残念なことにそういう感染してしまったとか、そういう当事者になってしまった御家 庭、また受検者の方が、しっかりと学校に相談をして、自分がこの特例措置の申請の 対象になるかというのをしっかりと学校で判断していただけるような、そういう機会 をしっかりと作っていただくことでやっていくしかないのかなと思いますので、よろ しくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 一緒に申し上げなくてすみません。補足説明で、こちらの内容につきまして、既に願書を頂いている方々が対象になるわけですけれども、この後、受検票の返送などを行いますので、どういった方がこの対象になるのか、あるいは受検する都立中学校に御相談くださいといったような辺りについて、情報を案内していく予定でおります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 今、谷部長から説明があったのかと思いますが、今回の措置を周知する期間は大丈夫でしょうか。何か周知する工夫が行われるかどうかを教えてください。

【都立学校教育部長】 今、秋山委員から御質問頂いた件に関しては、着実に受検をする生徒さん、児童の方、それから保護者の方に到着するようにという意味では、 受検票に同封して返送するということがまず一つ通知の方法だと考えております。そ れから、この内容に関しまして、私どものホームページですとか、あるいは学校のホームページなどで御案内をさせていただくということと、それから区市町村教育委員会の方にも、本日こういう内容で特例による検査が設けられたので、必要に応じて御相談等受けていただくようにお願いいたしますというような内容を御案内する予定でおります。ただ、小学校等にお尋ねいただくというのは、御負担をお掛けすることもありますので、私どもとしてはまず都立の中学校の方にお尋ねいただけるように御案内をしたいと考えております。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。 山口委員、お願いします。

【山口委員】 オミクロン株は、若年層については比較的症状が軽いことも報告をされているところですので、当日、例えば喉がちょっと痛いとか、鼻水が出るとか、熱はそんなに高くないけれどもといったような子供たちが、あるいは保護者の方が、試験会場に行っていいのかどうかというような判断も、恐らく当日あるいは前日といったところで、結構出てくるのかなというような危惧がありますので、その辺りの、電話が通じなかったとか、問合せがうまくできなかったとかというようなことがないようにといいますか、その辺りのところを十分よろしくお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、第3号議案につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――それでは、第3号議案につきましては原案のとおり承認を頂きました。

続きまして、報告事項の(2)につきましてはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、報告事項(2)につきましても報告として承りました。

そのほか、特に何かございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、急きょの開催でございました。皆様、本当にありがとうございました。 以上をもちまして本日の臨時の教育委員会を終了いたします。どうもありがとうござ いました。

(了)

(午後6時40分)